

国立民族学博物館民族学資料取扱規程

平成19年5月15日
規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立民族学博物館（以下「本館」という。）が大学共同利用機関として国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第1条に定める目的を達成するために、本館情報管理施設が保管する資料（以下「民族学資料」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(民族学資料の区分)

第2条 この規程において民族学資料は、標本資料、文献図書資料、オリジナル映像・音響資料及び研究アーカイブズ資料に区分して取り扱うものとする。

2 前項で区分した民族学資料の内容、保管場所及び所掌課は、別表に定めるとおりとする。

(民族学資料の定義)

第3条 前条により区分した民族学資料の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 標本資料とは、物質文化に関する標本類並びにそれらに関わる付属資料（写真を含む。）をいう。
- (2) 文献図書資料とは、図書・雑誌等の印刷物資料等及びマイクロ資料並びに映像・音響資料及びマルチメディア資料のうち一般の利用に供するためのものをいう。
- (3) オリジナル映像・音響資料とは、前号に掲げるもの以外の映像・音響資料及びマルチメディア資料をいう。
- (4) 研究アーカイブズ資料とは、個人・グループ・団体・機関による民族学の調査・研究で得られた多様な資料をいう。

(民族学資料の取扱い)

第4条 民族学資料の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受入
- (2) 整理・保管
- (3) 利用
- (4) 廃棄

2 前項各号に関し必要な事項は別に定める。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、民族学資料の取扱いに関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条第2項）

| 資料の区分 | | 資料内容 | 保管場所 | 所掌課 |
|-------|--------------|--|---|-----|
| 1 | 標本資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業・牧畜・狩猟・漁労などの生産に関する用具類 ・衣・食・住をはじめ、楽器、遊びにいたる諸民族の生活に関する用具類 ・紡織製品をはじめ、木製品、金属製品、陶製品などの製作技術に関する用具類 ・各種宗教儀礼をはじめ、冠婚葬祭に関連する様々な用具類 | 収蔵庫 | 企画課 |
| 2 | 文献図書資料 | ・ 図書、雑誌、地図及びパンフレット等の印刷物資料等 | 書庫 | 情報課 |
| | | ・ マイクロ資料 | マイクロ保管庫 | |
| | | ・ 映像・音響資料及びマルチメディア資料のうち一般の利用に供するためのもの | 視聴覚室 書庫 | |
| | | ・ 貴重文献図書資料 | 貴重文献資料室 | |
| 3 | オリジナル映像・音響資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本館独自の製作資料 ・ 文献図書資料扱い以外の映像・音響及びマルチメディア資料 (CD、レコード、音声テープ、映画フィルム、ビデオテープ、スチール写真等) | 映像音響資料収蔵庫 フィルム収蔵庫 | 情報課 |
| 4 | 研究アーカイブズ資料 | 標本資料、文献図書資料、オリジナル映像・音響資料の資料内容に準じた資料 | 収蔵庫 | 企画課 |
| | | | 民族学史資料室 書庫 フィルム保管庫 貴重文献資料室 映像音響資料収蔵庫 フィルム収蔵庫 | 情報課 |

